

財産目録
令和8年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	横浜信用金庫 金沢支店他	—	運転資金として	—	—	46,116,605
現金		—		—	—	43,000
小口現金		—		—	—	20,000
その他の現金		—		—	—	23,000
その他現金（拠点コピー機つり		—		—	—	3,000
その他現金（拠点印刷機つり銭		—		—	—	5,000
その他現金		—		—	—	15,000
預貯金		—		—	—	46,073,605
普通預金		—		—	—	46,073,605
普通預金（一般会計）		—		—	—	33,212,577
普通預金（善意銀行口）		—		—	—	11,812,900
普通預金（福祉基金（浜））		—		—	—	1,031,871
普通預金（障害者基金 郵251）		—		—	—	16,257
振替口座（預り口（郵））		—		—	—	0
事業未収金		—	あんしんセンター利用料等	—	—	64,140
未収金		—	団体事務郵送料等	—	—	547,974
未収収益		—	区役所受託金等	—	—	154,924
前払金		—	貸金庫賃借料	—	—	24,200
前払費用		—	施設賠償保険等	—	—	192,589
仮払金		—		—	—	0
流動資産合計						47,100,432
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	横浜信用金庫 金沢支店	—		—	—	3,000,000
基本財産特定預金		—		—	—	3,000,000
基本財産合計						3,000,000
(2) その他の固定資産						
車輛運搬具	スズキスペース 他	—		1,512,610	1,395,941	116,669
器具及び備品	ビジネスセーバー（棚）コクヨSM-E, CE-E717 他	—		2,393,155	2,194,752	198,403
福祉基金積立資産	横浜銀行 金沢支店、横浜信用金庫 金沢支店	—	本会の自主的活動の財源を確保するための基金	—	—	64,980,659
普通預金（善意銀行口）		—		—	—	15,500,000
普通預金（福祉基金（浜））		—		—	—	367,950
定期預金（福祉基金（浜）125）		—		—	—	5,000,000
定期預金（福祉基金（浜）222）		—		—	—	1,500,000
普通預金（一般会計）		—		—	—	2,612,709
事業債（第177回地方公共団体金融機構債		—		—	—	40,000,000
障害者基金積立資産	ゆうちょ銀行	—	障害者福祉事業の自主的活動を確保するための基金	—	—	6,887,000

法人：社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
定期預金（障害者基金（郵）6ヶ月）		—		—	—	3,887,000
定期預金（障害者基金（郵）04）		—		—	—	1,000,000
定期預金（障害者基金（郵）05）		—		—	—	1,000,000
定期預金（障害者基金（郵）06）		—		—	—	1,000,000
その他の固定資産	本会所有車両リサイクル券	—		—	—	9,290
リサイクル料預け金		—		—	—	9,290
その他の固定資産合計						72,192,021
固定資産合計						75,192,021
資産合計						122,292,453
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	非常勤人件費・電話代・消費税他	—		—	—	5,715,526
その他の未払金	食支援非常勤人件費	—		—	—	1,555,128
預り金		—		—	—	0
流動負債合計						7,270,654
固定負債合計						0
負債合計						7,270,654
差引純資産						115,021,799

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。